

特例退職・任意継続被保険者脱退申出の手続きについて

三菱電機健康保険組合

脱退申出書をご記入の上、健康保険組合までご送付願います。

資格喪失日は、健康保険組合で脱退申出書を受理した日の翌月1日となります。

お手元の健康保険証及び健康保険組合発行の各証(注③)は、資格喪失日以降すみやかにご返却をお願いいたします。脱退申出書には添付しないでください。

次の健康保険加入手続きに必要な『資格喪失証明書』は資格喪失日(休日の場合は翌営業日)に発送いたします。(資格喪失前に発行・送付することは出来ません)

※資格喪失(脱退)後は再加入できませんので、事前によくご検討願います。

【申し出から資格喪失までの流れ (スケジュール例)】

■被保険者■	「申出書」を健保組合へ送付	3月4日「申出書」送付
	↓	↓
◆健保組合◆	健保組合にて「申出書」を受理 * 受理した日の翌月1日にて資格喪失	3月9日「申出書」受理 * 資格喪失日4月1日確定
	↓	↓
◆健保組合◆	資格喪失日の前営業日に 「資格喪失証明書」発行・送付	3月31日「資格喪失証明書」 発行・送付
	↓	↓
■被保険者■	翌月1日以降すみやかに 健保組合へ健康保険証等返却	4月4日 健康保険証返却

【保険料の返金について】

資格喪失月以降の納入済保険料がある方についてはご返金(還付)いたします。

但しご返金(還付)については、健康保険証をご返却いただいてからのお手続きとなります。

健康保険証の返却を健康保険組合にて確認後、『還付請求書』を送付いたしますので、ご記入の上ご返送願います。返金日(還付)については原則、還付請求書をご提出いただいた月の翌月25日となります。

【注意事項】

- ① 脱退申出書受理後の取消はできません
- ② 申出書を受理した日とは、健康保険組合に脱退申出書が郵便で到着した日ではなく、健康保険組合営業日で脱退申出書を確認できた日をいいます
- ③ 健康保険組合発行の各証とは、「高齢受給者証」、「限度額適用認定証」、「特定疾病療養受領証」をいいます(交付対象者のみ)
- ④ 資格喪失日以降、次の健康保険の保険証が届くまでの間に医療機関等を受診する場合は、一度全額自己負担していただき、次の健康保険組合で精算のお手続きをしてください
- ⑤ 申出書を申出月の下旬に郵便ポストへ投函された場合、「申出書」が月内に受理されない可能性がありますので、できるだけ中旬までにご提出願います